

# 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

## 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱 あり

- ・ 学校や会社を休み、外出を控えてください。
- ・ 毎日体温を測定して記録してください。

発熱があり  
かつ  
乾いた咳  
が出る

風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則。

または

味やにおいが  
わからないなど異常を感じた場合

状態が変化した場合

高齢者、糖尿病、心不全  
など持病がある人など

強いだるさ、  
息苦しさ

4日続いたら  
相談

2日続いたら  
相談

すぐに相談

すぐに相談

帰国者・接触者相談センター（富士・東部保健所）

☎ : 0555-24-9035（24 時間対応）

※聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、  
ファックス（0555-24-9037）でのご相談ください。

かかりつけ医

電話をしてから  
受診しましょう。

受診を勧められた場合

勧められた医療機関を受診してください。

## 一般的なお問い合わせは、こちらへ

- 厚生労働省の電話相談窓口【午前 9 時～午後 9 時（土日、祝日も対応）】

電話 : 0120-565653 FAX : 03-3595-2756

- 山梨県の電話相談窓口【午前 9 時～午後 9 時（土日、祝日も対応）】

電話 : 055-223-8896 FAX : 055-223-1499

- 都留市の電話相談窓口

平日の午前 9 時～午後 5 時

電話 : 0554-46-5113（健康子育て課）

平日の上記時間帯以外及び土日、祝日

電話 : 0554-43-1111（都留市役所）